第14回総務経済常任委員会会議記録

開閉会日時	令和８年11月17日（火曜）　　午後２時２５分　開会			
	休　憩　15：10−15：11			
	午後３時１６分　閉会			
	休憩時間：０時間１分　　会議時間：０時50分			
会議場所	役場３階委員会室			
出席委員氏名	副委員長　堀切　　忠	委　員　伊藤　　稔		
	委　員　早苗　　豊	委　員　菊池　秀明		
		委　員　鈴木　健充		
			議　長　梶澤　幸治	

説明員	環境土木課長	中村　宗紀		
	生活環境係長	平山　亮輔		

参考人			
欠席委員氏名	委員長　　木村　淳彦		
	委　員　　正村紀美子		
事務局職員	議会事務局長　石田　哲	総務係主査　大石真澄	

『会議に付した事件と会議結果など』

１　開　会

委員長から欠席の申し出があり、芽室町議会委員会条例第11条の規定に基づき、副委員長が職務を代行する旨を告げ、木村委員、正村委員から欠席の申し出があったことを報告し、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

２　議　件

（１）調査事項

ア　太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー施設の設置に係る対応について

資料１

・環境土木課長：概要について説明。
・生活環境係長：資料について説明。
・委員長：質疑はないか。
・早苗委員：条例の対象となる再生可能エネルギー施設とは、具体的に何を想定しているのか。
・環境土木課長：再生可能エネルギー特別措置法に定める太陽光、風力、水力、バイオマスなどを想定している。
・菊池委員：許可制ではなく、事前協議や届出、指導、勧告を中心とした届出制を採用した理由は。

・環境土木課長：再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立を目指す町の方針には届出制が適すると判断した。国や道への通知も規定し、許可制と届出制の中間程度の実効性を持たせる考えである。
・菊池委員：禁止区域内で町が中止を求めても事業者が従わない場合、事業を止められるのか。
・環境土木課長：国の認定が得られない可能性があり、必要に応じて国や道へ通知し、売電事業が成立しないよう対応する。通知対象の範囲は今後検討する。
・菊池委員：禁止区域と抑制区域の設定により耕地防風林をどの程度保全できるのか。また、保安林に指定されていない防風林をどう扱うのか。
・環境土木課長：抑制区域では、事前協議において事業区域に含めないよう求める。ただし、営農に必要な施設は個別に協議する。
・菊池委員：営農に必要な施設とは、具体的にどのようなものか。
・環境土木課長：太陽光パネルの下で作物を栽培する営農型発電や、営農への影響が少ない縦型パネルなどが考えられる。ただし、町として農地への設置は禁止したい考えである。
・菊池委員：禁止区域と抑制区域を明示するゾーニングマップを作成する考えはあるか。また、町独自の景観や自然環境の保全区域を追加指定する考えはあるか。
・環境土木課長：区域を一目で確認できる地図は必要であり、町の地図情報システムの活用や委託を検討する。禁止・抑制区域は広く設定しており、必要な区域は「その他町長が特に必要と認める土地」として対応する。
・鈴木委員：発電出力だけでなく、事業区域の面積を規制する考えはあるか。
・環境土木課長：面積要件を設ける自治体もあり、検討が必要と考える。同一又は関係する事業者が事業を分割して規制を逃れることがないよう、合算して判断する。
・鈴木委員：「近接した時期」や「近接した場所」の具体的な期間、距離を定める考えはあるか。
・環境土木課長：他自治体の例を参考に、期間や距離などの具体的な基準を規則で定めたい。
・早苗委員：バイオマスなど太陽光以外の大規模な発電施設にも、同じ基準を適用するのか。
・環境土木課長：発電方式を問わず、10 キロワット以上の施設には同じ基準を適用する。
・早苗委員：地下に熱を蓄える施設など、発電を伴わない再生可能エネルギー施設も規制対象となるのか。
・環境土木課長：本条例は発電施設のみを対象とする。技術の進展により規制が必要となった場合は、別の対応を検討する。
・菊池委員：撤去・処分計画の提出だけでなく、事業者の倒産や事業廃止に備え、撤去費用の積立状況を町が確認する仕組みが必要ではないか。
・環境土木課長：計画の履行を確認するため、資料提出や立入調査を求められる制度とし、実効性を確保したい。
・早苗委員：届出制では、災害や事業者の倒産により周辺住民が被害を受けた場合、町

が関与できず、被害者の救済が困難になるのではないか。
・環境土木課長：届出前に周辺住民や関係団体への説明を義務付け、質問への回答や必要に応じた再説明を求める。地域への説明を尽くした上で、事前協議を終了する制度としたい。
・鈴木委員：条例施行前に町内で設置計画や土地の売買・賃貸の相談が進んでいる場合、町はどのように対応するのか。
・環境土木課長：施行日以降に着工する事業を対象とする経過措置を想定している。既存施設でも、増設により 10 キロワット以上となる場合や、地位の承継、維持管理については条例の対象とする。
・早苗委員：自家消費目的であっても、10 キロワット以上の施設は届出が必要となるのか。
・環境土木課長：建築物の屋根や壁面などに設置し、自家消費を主目的とする施設は対象外とする。売電事業として行う 10 キロワット以上の施設は対象とする。
・副委員長：他に質疑はないか。
（なし）

・委員長：本日の調査事項について自由討議を行う。
・早苗委員：景観条例がない中、農業振興地域内の宅地となっている離農跡地などに事業者が進出する可能性がある。抑制区域では書類が整えば届出を拒めないため、景観への影響が懸念される。パブリックコメントなど今後の検討状況を注視すべきである
・委員長：必要に応じて注視していくことでよいか。
（異議なし）
・委員長：景観への影響や事業者による規制回避を懸念する意見があったため、必要に応じて今後も調査を継続する。具体的な取扱いは正副委員長で整理することでよいか。
（異議なし）
・委員長：異議なしと認め、決定する。

3　その他
（1）次回委員会の開催日程について
正副委員長一任

（2）その他
・委員長：委員からないか。
（なし）
・委員長：議長からないか。
（なし）

・委員長：事務局からないか。
（なし）

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	０名	報道関係者	０名	議　員	０名	合計	０名

令和８年１１月１７日

総務経済常任委員会副委員長　　堀切　　忠

議　長	副議長	局　長	係　長	主　査	作成者氏名
					大石　真澄